

1. ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格……………	2
2. ソムリエの職務……………	3～4
3. 書類提出について……………	5
4. その他必要書類について……………	5～6
5. 募集要項に記載の重要事項の説明……………	7
5-1. 勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種……………	7
5-2. 職種が「その他ソムリエ職種」に該当する方……………	8
5-3. 扶養控除内で従事されている方……………	8
5-4. 学業と並行して従事されている方……………	8
5-5. 青色または白色事業専従者の方……………	9
5-6. 家業として従事(手伝い)されている方……………	9
6. ソムリエの職種:受験対象の事例……………	10
6-1. 従事証明書が必要なケース……………	10～13
6-2. 従事証明書・その他書類の提出が必要なケース……………	14～15
6-3. ソムリエの職種・受験資格に該当しないケース……………	16～17
7. 【ソムリエ募集要項(抜粋)】……………	18～20
8. 【ソムリエ・エクセレンス募集要項(抜粋)】……………	21～23

1. ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格

ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務^{*3}により得ていることが必須条件となります(過去の経歴を含めた全ての期間)。

ソムリエの職務が副業の場合、本職(主たる職業・職務)ではないため、ソムリエの受験は不可となります(書類審査において不合格となります)。

<ソムリエ>

一般 上述の条件を全て満たしており、いずれかのソムリエの職務^{*3}を「実働時間月90時間以上の勤務で通算3年以上」経験し、基準日^{*1}においても同条件に従事している方

会員 基準日^{*1}において、会員歴が2年以上あるJ.S.A.正会員および賛助会員在籍者

上述の条件を全て満たしており、いずれかのソムリエの職務^{*3}を「実働時間月90時間以上の勤務で通算2年以上」経験し、基準日^{*1}においても同条件に従事している方(会員歴が2年未満の会員は**一般**の受験資格となります)

***1 ソムリエの基準日:** 2025年8月31日

<ソムリエ・エクセレンス>

- ・ J.S.A.ソムリエおよびJ.S.A.ワインアドバイザー資格認定者
- ・ ソムリエおよびワインアドバイザー資格認定後3年目以降の方(1985～2022年認定)
- ・ ソムリエ・エクセレンス呼称を保有していない方

(2013年以降、年にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザー、ソムリエ・エクセレンス呼称に合格された方は受験不可。2012年以前にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザー呼称に合格された方は受験可。)

上述の条件を全て満たしており、いずれかのソムリエの職務^{*3}を「実働時間月90時間以上の勤務で通算10年以上」経験し、基準日^{*2}においても同条件に従事している方

***2 ソムリエ・エクセレンスの基準日:** 2025年10月6日

2.*3 ソムリエの職務

◆酒類・飲料を提供する飲食サービス

◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造

◆酒類・飲料に携わる教育機関講師

◆酒類・飲料に関するコンサルタント

飲食サービスの内容は、

料理を提供する場において、酒類・飲料を提供し、酒類・飲料の適切な紹介や専門的なアドバイス、接客のサービスをする者、または調理従事者を指します（目安：全職務の60%以上の従事が必須）。

飲食の場がなくサービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。

例として、デパート・スーパーの食品売り場の調理・販売（テイクアウト）、弁当屋の調理・販売（テイクアウト・仕出し・デリバリー・宅配）、学校・病院での調理・配膳 等は、料理を提供する場（飲食の場）がないため、原則ソムリエのご受験はできません。

基本的な提出書類：職務経歴書その他、正社員以外または特定の職種 ①従事証明書

※代表者・主宰者は、営業許可証のコピー、酒類販売免許のコピー、個人事業主は、印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）

管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造の内容は、

酒類・飲料を製造・仕入れ・管理・輸出入・流通・卸・販売する場において、酒類・飲料の取り扱いを主とした職務に直接的に携わる者を指します（目安：全職務の60%以上の従事が必須）。

受験者ご本人が酒類・飲料を取り扱う職務に直接的に携わっていない場合は該当しません。

例として、食品メインの仕入れ・卸・販売、飲料製造設備のメンテナンス、コーヒーメーカーの販売、グルメサイトの運営、デパート・スーパーのレジ・食品担当、ぶどう（食用）・コーヒー（豆）・お茶（茶葉）・お酢（調味料）の製造・販売 等は、酒類・飲料の取り扱いを主とした職務に該当しないため、原則ソムリエのご受験はできません。

基本的な提出書類：職務経歴書その他、正社員以外または特定の職種 ①従事証明書

※代表者・主宰者は、営業許可証のコピー、酒類販売免許のコピー、個人事業主は、印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）

教育機関講師の内容は、

専門学校や料理教室などの教育機関において、酒類・飲料に携わる授業や講義を行う講師を指します（目安：全職務の60%以上の従事必須）。

酒類・飲料に関係のない授業や講義は該当しません。

基本的な提出書類：職務経歴書その他、①従事証明書、②月間スケジュール表・月間シフト表、③教室・学校・会社の概要、パンフレット、④確定申告書のコピーまたは該当勤務先で発行された源泉徴収票（コピー可）
※代表者・主宰者は①～④＋印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）

コンサルタントの内容は、

酒類・飲料に関するコンサルティングやプロデュース業務に携わる者を指します（目安：全職務の60%以上の従事必須）。

酒類・飲料のコンサルタントとは、酒類・飲料の選定、酒類・飲料を含めたメニュー開発やマニュアル作成、酒類・飲料と料理のペアリング、酒類・飲料の品質管理、飲料サービスの実務研修、酒類・飲料のイベント企画・主催等、酒類・飲料に直接的に携わるコンサルティングやプロデュース業務を指します。

受験者ご本人が酒類・飲料に関するコンサルティングやプロデュースに直接的に携わっていない場合は該当しません。

例として、飲食業の顧客のコンサルタント（中小企業診断士、経営士、経営コンサル、財務・人事コンサル、IT系コンサル等）は、経営・財務・人事・ITのコンサルティングであり、酒類・飲料に関するコンサルティングに含まれません。

基本的な提出書類：職務経歴書その他、①従事証明書、②月間スケジュール表・月間シフト表、③会社の概要、パンフレット、④確定申告書のコピーまたは該当勤務先で発行された源泉徴収票（コピー可）
※代表者・主宰者は①～④＋印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）

3. 書類提出について

受付期間: **2025年10月17日(金)～10月28日(火) 必着**

対 象 者: ソムリエ 二次試験通過者および免除者対象者(三次試験受験者)

ソムリエ・エクセレンス 筆記試験通過者および免除対象者(テイスティング・実技受験者)

上記の受験者は、全員、**受付期間内に「職務経歴書」および「従事証明書や給与明細などの添付書類」の提出をいただきます。**

4. その他必要書類について

過去も含め雇用形態に関わらず、書類審査の際、「職務内容」「実働時間数」「主たる収入の確認」「ソムリエの職務が本職か」「ソムリエの職務が全収入の60%以上が」を証明いただくため、以下の書類の提出を求めることがあります。

① 給与明細(1ヶ月分、コピー可)

契約社員・パート・アルバイト・派遣雇用の方、その他の方にも提出を求めることもある

会社名・支給年月・受給者名・月間実働時間数の表記必須、現職の場合は基準日(2025年8月31日)以前の給与明細

② 従事証明書

契約社員・パート・アルバイト・派遣雇用の方、料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの方、個人事業主の方、その他の方にも提出を求めることもある

勤務先にて記入・証明・押印(受験者が記入した場合は受理しない)、現職の場合は基準日(2025年8月31日)時点の従事内容を記載

詳しくは、以降の「[6-1. 従事証明書が必要なケース](#)」をご確認ください。

③ 月間スケジュール表・月間シフト表

料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの方、その他の方にも提出を求めることもある
月間実働時間数の記載必須、勤務先の証明印必須

④ 会社概要・パンフレット

料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの方、その他の方にも提出を求めることもある
事業内容の分かるもの

⑤ 確定申告書のコピー

料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの方、個人事業主・事業主の方、その他の方にも提出を求めることもある

⑥源泉徴収票(コピー可)

料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの方、個人事業主・事業主の方、その他の方にも提出を求め求めることもある

⑦営業許可証のコピー

事業主の方、事業主以外の方にも提出を求め求めることもある

⑧酒類販売免許のコピー

事業主の方、事業主以外の方にも提出を求め求めることもある

⑨印鑑登録証明書(3ヵ月以内、コピー可)

料理教室・教育機関の講師・コンサルタントの代表者、個人事業主の方

⑩青色申告決算書のコピー

個人経営で専従者給与の対象の方
専従者給与の内訳必須

⑪白色収支内訳書のコピー

個人経営で専従者給与の対象の方

⑫業務委託契約書のコピー

個人事業主の方
甲乙の証明印必須

⑬所得課税証明書のコピー

業務委託の方、①、⑤、⑥、⑩、⑪で収入があることが証明できない方

⑭履歴事項全部証明書(3ヵ月以内、コピー可)

事業主の方、事業主以外の方にも提出を求め求めることもある

⑮法人税申告書のコピー

事業主の方

⑯決算報告書または事業報告書のコピー

事業主の方

⑰酒類の販売数量等報告書のコピー

事業主の方、事業主以外の方にも提出を求め求めることもある

⑱「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書1～4面のコピー

事業主の方、事業主以外の方にも提出を求め求めることもある

⑲食品衛生責任者修了証のコピー

事業主の方、⑦で営業の可否が証明できない方

5. 募集要項に記載の重要事項の説明

受験者ご本人の職務について、ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件となります(過去の経歴を含めた全ての期間)。

飲食サービスの内容は、料理を提供する場において、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者を指します。飲食の場がなくサービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。

酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師、コンサルタントの内容は、酒類・飲料の取り扱いを主とした職務に携わる者を指します。

勤務先が酒類・飲料を扱っていても、原則、受験者ご本人が酒類・飲料を扱っていない、携わっていない場合は、ソムリエの受験は不可となります。

過去も含め雇用形態に関わらず職務内容、実働時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。

詳しくは、前項の「[4. その他必要書類について](#)」をご確認ください。

過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種、または職務内容や職種が「[その他ソムリエ職種](#)」の場合、「[従事証明書](#)」をご提出いただきます。

5-1. 勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種

勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種、勤務先の業種が多岐にわたりソムリエの職種に該当しない事業が含まれる等、以下の業種で勤務される者を指します。

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ・商社 | ・ネット通販 | ・デパート、スーパー |
| ・家電量販店、ドラッグストア | ・運送会社、倉庫 | ・結婚式場、葬儀場 |
| ・ゴルフ場、レジャー施設 | ・カラオケ店、ライブハウス | ・土産物店、アンテナショップ |
| ・ケーキ・パンの製造・販売 | ・食材の輸出入・卸・販売 | ・業種が多岐にわたる会社 |

該当の方は、正社員であっても「[従事証明書](#)」の提出が必要です。必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。

※事業主、個人事業主の方は、以降 [6-2.](#)の「[▼事業主の方\(法人\)](#)」「[▼個人事業主の方](#)」もご参照

5-2. 職種が「その他ソムリエ職種」に該当する方

「その他ソムリエ職種」は以下の職種に該当する者を指します。

- ・ケータリング、出張シェフ
- ・キッチンカーでの調理・販売
- ・夜間営業で酒を出す飲食店
(スナック、パブ、クラブ、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、ガールズバー等)

該当の方は、正社員であっても「従事証明書」の提出が必要です。必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。

※事業主、個人事業主の方は、以降 6-2.の「▼事業主の方(法人)」「▼個人事業主の方」もご参照

過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、実働時間月 90 時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が条件となります(無給は不可)。

その場合、給与明細(1カ月分、コピー可)と従事証明書、必要に応じて青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可)などをご提出いただきます。

無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めることができません。

5-3. 扶養控除内で従事されている方

実働時間が毎月 90 時間以上でない場合、月 90 時間に満たない月は従事期間として申請することはできません(経験年数に含める事はできません)。

その場合は、「給与明細」と「従事証明書」の両方をご提出ください。

「職務経歴書」および「従事証明書」提出時、月 90 時間に満たない月は、経験年数から差し引いてください。

5-4. 学業と並行して従事されている方

学業と並行してソムリエの職種に該当する従事をされている場合、正社員雇用であっても学業優先ですので、「給与明細」と「従事証明書」の両方のご提出が必要です。

学生の期間と卒業後の期間について、同じ勤務先で従事されている場合、「学生の期間」と「卒業後の期間」について、給与明細はそれぞれ 1 通ずつ、従事証明書は実働時間を分けて記載してください(実働時間が全く変わらない場合はその旨を記載)。

また、親の扶養控除内で従事されている方は、上述の「5-3.扶養控除内で従事されている方」もご確認ください。

5-5. 青色または白色事業専従者の方

実働時間月 90 時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が必須となりますので、「従事証明書」をご提出ください。

加えて、第三者の証明が必要となりますので、「青色申告決算書(専従者給与の内訳必須)」または「白色収支内訳書」の提出をいただきます。

5-6. 家業として従事(手伝い)されている方

実働時間月 90 時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が必須となりますので、「従事証明書」をご提出ください。

加えて、第三者の証明が必要となりますので、「給与明細」と「源泉徴収票」の両方 または「青色申告決算書 / 白色収支内訳書」のどちらかをご提出をいただきます。

いずれも提出ができない場合、「所得課税証明書」をご用意ください。

無給での従事は証明ができませんので、その間の従事期間は経験年数として申請することはできません。

書類の提出が出来ない方は、受験されても書類審査において不合格(受験資格なし)となります。

6. ソムリエの職種:受験対象の事例

6-1. 従事証明書が必要なケース

前項の「5-1.勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種」「5-2.職種が「その他ソムリエ職種」に該当する方」については、職務経歴書の他、従事証明書のご提出が必須となります。

従事証明書は勤務先にて記入すること(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)。

また、過去も含め雇用形態に関わらず職務内容、実働時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。

詳しくは、前項の「4. その他必要書類について」をご確認ください。

受験者が事業主、個人事業主の方は、以降6-2.の「▼事業主の方(法人)」「▼個人事業主の方」も併せてご確認ください。

▼勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種

前項の「5-1.勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種」勤務先でソムリエの職務に従事されている方(以下ご参照)は、過去も含め雇用形態に関わらず、従事証明書のご提出が必要

商社、ネット通販、デパート、スーパー、家電量販店、ドラッグストア、運送会社、倉庫、結婚式場、葬儀場、ゴルフ場、レジャー施設、カラオケ店、ライブハウス、土産物店、アンテナショップ、ケーキ・パンの製造・販売、食材の輸出入・卸・販売、業種が多岐にわたる会社 等

職務経歴書および従事証明書の入社・退社には、受験者ご本人が酒類・飲料に関する職務に携わっている期間を記載すること

勤務先が酒類・飲料を扱っていても、原則、受験者ご本人が酒類・飲料の担当でない場合は、ソムリエの受験は不可

その他必要に応じて、営業許可証のコピー、酒類販売免許のコピー、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)等の提出を求めることがある

▼職種が「その他ソムリエ職種」に該当する方

前項の「5-2.職種が「その他ソムリエ職種」に該当する方」に該当されている方(以下ご参照)は、過去も含め雇用形態に関わらず、従事証明書のご提出が必要

ケータリング、出張シェフ、キッチンカーでの調理・販売、夜間営業で酒を出す飲食店(スナック、パブ、クラブ、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、ガールズバー 等)

勤務先が酒類・飲料を扱っていても、原則、受験者ご本人が酒類・飲料を扱っていない、携わっていない場合は、ソムリエの受験は不可

その他必要に応じて、営業許可証のコピー、酒類販売免許のコピー、食品衛生責任者修了証のコピー(営業許可証がない場合のみ)、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)等の提出を求めることがある

▼勤務先の業種が多岐にわたり、ソムリエの職種に該当しない期間が含まれる

ソムリエの職務に該当する部門での経歴が受験資格の年数を満たしていれば受験は可能(ソムリエの職務でない部門での経歴は経験年数から除外すること)

過去も含め雇用形態に関わらず、従事証明書の入社・退社にソムリエの職務の期間、職務内容を勤務先にて記入・証明・押印をいただき提出が必要

▼ケーキ・パンの製造・販売

ケーキ・パンの製造・販売と共に料理を提供する場(飲食の場)があることが必須条件

ケーキ・パンの製造・販売のみで、料理を提供する場(飲食の場)がない場合、または、ケーキ・パンの販売が主たる職務であり、酒類・飲料の販売が主たる職務(全職務の60%以上の従事)に該当しない場合、ソムリエの受験は不可

従事証明書に受験者が酒類・飲料のどのような業務に携わっているのかを勤務先にて詳細に明記すること(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

その他必要に応じて、メニュー表、飲食の場があることがわかる写真、営業許可証のコピー、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)等の提出を求めることがある

▼ケータリング・出張シェフ、キッチンカーでの調理・販売

お弁当・惣菜の調理・販売と共に料理を提供する場(飲食の場)があることが必須条件

お弁当・惣菜の調理・販売のみで、料理を提供する場(飲食の場)がない場合、または、お弁当・惣菜の販売が主たる職務であり、酒類・飲料の販売が主たる職務(全職務の60%以上の従事)に該当しない場合、ソムリエの受験は不可

従事証明書に受験者が酒類・飲料のどのような業務に携わっているのかを勤務先にて詳細に明記すること(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

その他必要に応じて、メニュー表、飲食の場があることがわかる写真、営業許可証のコピー、酒類販売免許のコピー(営業許可証がない場合のみ)、食品衛生責任者修了証のコピー、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)等の提出を求めることがある

▼スナック、パブ、クラブ、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、ガールズバーでの勤務

料理を提供する場(飲食の場)において、接客および酒類・飲料のサービス、または調理の職務に携わっている場合は、ソムリエ受験に該当する

従事証明書に受験者が酒類・飲料のどのような業務に携わっているのかを勤務先にて詳細に明記すること(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

その他必要に応じて、営業許可証のコピー、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)等の提出を求めることがある

▼ホテル・結婚式場・葬儀場で飲料サービスを兼務

フロント、宿泊部、ウェディングプランナー、葬祭ディレクター、式場の会場係、演出・衣装担当、営業部、本社で総務・人事・経理部等、酒類・飲料を扱わない、直接携わらない場合、ソムリエの受験は不可

兼務の場合は、従事証明書に酒類・飲料に携わる業務のみで「実働時間月90時間以上」を満たしているか、酒類・飲料のどのような業務に携わっているのか、を勤務先にて記入・証明・押印いただき提出が

必要

▼飲料を扱う会社で飲料に携わる業務を兼務

本社で総務・人事・経理・財務・法務・システム部 等、酒類・飲料を扱わない、直接携わらない場合、ソムリエの受験は不可

兼務の場合は、従事証明書に酒類・飲料に携わる業務のみで「実働時間月 90 時間以上」を満たしているか、酒類・飲料のどのような業務に携わっているのか、を勤務先にて記入・証明・押印いただき提出が必要

その他必要に応じて、月間スケジュール表・月間シフト表等の提出を求めることがある

▼飲料設備・機器のメンテナンスの会社で飲料に携わる業務を兼務

飲料製造設備のメンテナンス、コーヒーマーカーの販売 等、設備や機器のメンテナンス、機器の取り扱いのみの場合、ソムリエの受験は不可

兼務の場合は、従事証明書に酒類・飲料に携わる業務のみで「実働時間月 90 時間以上」を満たしているか、酒類・飲料のどのような業務に携わっているのか、を勤務先にて記入・証明・押印いただき提出が必要

▼空港(客室乗務員以外)に勤務、プライベートジェットの客室乗務員

客室乗務員以外で空港にて勤務されている場合(レストランサービス、グランドスタッフ、ラウンジサービス、販売スタッフ 等)やプライベートジェットの客室乗務員の方は、業務内容(飲料との関わりが)や時間数が読み取れないため、必ず従事証明書の提出が必要

従事証明書に酒類・飲料に携わる業務のみで「実働時間月 90 時間以上」を満たしているか、酒類・飲料のどのような業務に携わっているのか、を勤務先にて記入・証明・押印いただく

機内食の調理(ケータラー)は、飲食の場がない(飲食の場は機内になる)ため、ソムリエの受験は不可

▼旅客列車・船舶等での酒類・飲料のサービス、販売

業務内容(飲料との関わりが)読み取れないため、車内(船内)での販売やレストランでの飲食サービス、売店での飲料販売等、必ず従事証明書の提出が必要

従事証明書に酒類・飲料に携わる業務のみで「実働時間月 90 時間以上」を満たしているか、酒類・飲料のどのような業務に携わっているのか、を勤務先にて記入・証明・押印いただく

▼ぶどうの栽培(飲料用)

ワインやジュースの原料としてのぶどうの栽培は、栽培したぶどうで飲料の製造(飲料の取り扱い)が始まってから3年の経歴が必要

従事証明書にワインやジュースのための栽培であることを勤務先にて記入、証明・押印いただく

事業主が受験をする場合は、従事証明書に取引先(契約先:飲料製造会社)から証明をもらう、または業務委託契約書を提出する

▼配膳人紹介所、人材派遣会社に登録

派遣先の業種が多岐にわたる場合(酒類・飲料に携わる職務以外が含まれる場合)は従事証明書の提出が必要

派遣先の業種がホテルやブライダル等に限定される場合、従事証明書は不要だが、必ず給与明細にて

派遣先の確認ができることが必須

▼基準日の月に転職した方

転職前および転職後の勤務先より、基準月の「給与明細」および「従事証明書」の両方の提出が必要

転職前の勤務先について、従事証明書の準備が難しければ、退職時に発行される「源泉徴収票」の提出でも可(退職日の記載を確認)

基準日が含まれる、基準日以前の1か月間は「実働時間月 90 時間以上」ソムリエの職種の従事をしていることが必要

※今年度の基準日は、「[1.ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格](#)」の*1、*2をご確認

6-2. 従事証明書・その他書類の提出が必要なケース

受検者が事業主、個人事業主の方は、以降6-2.の「▼事業主の方(法人)」 「▼個人事業主の方」も併せてご確認ください。

▼事業主の方(法人)

過去も含め、事業主が受験する場合は、ソムリエの受験資格の必須条件である **全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていること、併せて 会社の全事業の 60%以上が酒類・飲料に関連する売り上げであることが必須条件**

営業許可証のコピーまたは酒販免許のコピーの提出が必要

その他必要に応じて、確定申告書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、法人税申告書、決算報告書または事業報告書、酒類の販売数量等報告書、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書のコピー 1～4 面を提出いただく

▼個人事業主の方

過去も含め、個人事業主が受験する場合は、**全収入の 60%以上が酒類・飲料に関連する収入であることが必須条件**

営業許可証のコピーまたは酒販免許のコピーの提出が必要

上記2点の提出が難しい場合、印鑑登録証明書、確定申告書、業務委託契約書、月間スケジュール表・シフト表の提出が必要

職務経歴書にはご自身で証明・押印を行い、押印した印鑑の印鑑登録証明書を提出

従事証明書には酒類・飲料のどのような業務に携わっているのかを取引先(契約先・勤務先)の代表者に記入、証明・押印をもらう(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

その他必要に応じて、酒類の販売数量等報告書、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書のコピー 1～4 面を提出いただく

▼酒類・飲料に関するコンサルティング

コンサルティングの内容が、酒類・飲料に直接的に携わる内容である事が必須条件

例として、酒類・飲料のコンサルタントとは、酒類・飲料の選定、酒類・飲料を含めたメニュー開発やマニュアル作成、酒類と料理のペアリング、酒類・飲料の品質管理、飲料サービスの実務研修、酒類・飲料のイベント主催 等

過去も含め雇用形態に関わらず、従事証明書に従事期間、酒類・飲料に関するどのようなコンサルティング内容に携わっているのかを勤務先にて記入、証明・押印をもらい提出が必要(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

職務経歴書および従事証明書の入社・退社には、受験者ご本人が酒類・飲料に関する職務に携わっている期間を記載すること

従事証明書の他、月間スケジュール表・月間シフト表、会社の概要・パンフレット、確定申告書のコピーまたは源泉徴収票(コピー可)の提出が必要

事業主が受験をする場合は、従事証明書に取引先(契約先)から証明をもらう、または業務委託契約書(経験年数・従事期間に含める全ての契約書／酒類・飲料のコンサルタント業務であることがわかるもの)を提出する

飲食業(酒類・飲料を扱っている)の顧客のコンサルティングを担当しているという理由でのソムリエの

受験は不可

▼家族が事業主の勤務先で勤務

過去も含め雇用形態に関わらず、従事証明書に従事期間、職務内容、実働時間等を親族である代表者に記入・証明・押印をいただく(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

正社員、アルバイト、パートの方は、源泉徴収票、確定申告書、所得課税証明書のいずれかの提出が必要
入社日が2025年度の場合、源泉徴収票の代わりに給与明細(1ヶ月分)を提出いただく

専従者の方は、青色申告決算書(専従者給与の内訳必須)または白色収支内訳書の提出が必要

無給の期間がある場合、その間の従事は、経験年数として含めることはできない

実働時間月90時間以上であっても無給での従事の場合、ソムリエの受験は不可

▼出願時は開業準備中だが、基準日には開業している

基準日において開業(営業)していることが必要

出願時に開業準備中でも基準日において開業していれば、ソムリエの受験は可能だが、基準日に開業していない場合は、ソムリエの受験資格に満たないため、ソムリエの受験は不可

従事証明書に開業準備中と開業後の期間が分かるように記入、それぞれの期間においてどのような業務に携わっているのか、職務内容や実働時間数を勤務先にて詳細に明記すること(受験者ご本人が記載した場合は受理しない)

開業準備中に無給(手伝い等)の場合、その期間は経験年数に含めることはできない

事業主の方は、従事証明書と共に開店準備期間中の事業計画書、店舗の計画図、開業届または法人設立届出書の提出が必要

※事業主、個人事業主の方は、上述の6-2.の「▼事業主の方(法人)」 「▼個人事業主の方」もご確認

※今年度の基準日は、「1.ソムリエ/ソムリエ・エクセレンスの受験資格」の*1、*2をご確認

6-3. ソムリエの職種・受験資格に該当しないケース

▼本業が酒類・飲料に関係のない業種、職種

建設業、不動産業、製造業、医師、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、中小企業診断士 等、酒類・飲料に直接的に携わる職務を全職務の 60%以上従事している事を書面で証明(公的な証明書、委託先・委託元の証明、確定申告書 等)いただけない場合は、受験されても書類審査において不合格となる

▼メインの収入(売上)がソムリエの職種によるものではない

兼業している別の仕事や不動産収入等があり、そちらの方がソムリエの職種の収入を上回っている 等、ソムリエの職務(業種)が副業の場合も、本職(主たる職業・職務)ではないため、受験されても書類審査において不合格となる

▼ホテル・結婚式場・葬儀場勤務だが、本人は飲料サービスに就いていない

フロント、宿泊部、ウェディングプランナー、葬祭ディレクター、式場の会場係、演出・衣装担当、営業部、本社で総務・人事・経理部 等、酒類・飲料を扱わない、直接携わらない場合、ソムリエの受験は不可

▼飲料を扱う会社に勤務しているが、本人は飲料に携わっていない

本社で総務・人事・経理・財務・法務・システム部 等、酒類・飲料を扱わない、直接携わらない場合、ソムリエの受験は不可

▼飲料設備・機器のメンテナンス

飲料製造設備のメンテナンス、コーヒーマーカーの販売 等、設備や機器のメンテナンス、機器の取り扱いのみの場合、ソムリエの受験は不可

▼実際に飲料を扱わない職務

グルメサイトの運営、旅行代理店、スーパーのレジ・食品担当、スーパーの惣菜・調理担当 等
受験者ご本人が酒類・飲料を取り扱う職務に直接的に携わっていない場合、ソムリエの受験は不可

▼お弁当の調理・販売(テイクアウト・仕出し・デリバリー・宅配)

お弁当・惣菜の調理・販売のみで、料理を提供する場(飲食の場)が併設されていない場合、または、お弁当・惣菜の販売が主たる職務であり、酒類・飲料の販売が主たる職務(全職務の 60%以上の従事)に該当しない場合、ソムリエの受験は不可

▼病院・学校での病院食や給食の調理・配膳

病院、学校は料理を提供する場ではない(飲食スペースではなく、療養の場、勉学のため)、ソムリエの受験は不可

▼飲食業の顧客のコンサルティングをしている

飲食業(酒類・飲料を扱っている)の顧客のコンサルティングを担当しているという理由でのソムリエの受験は不可

コンサルティングの内容が、酒類・飲料に直接的に携わる内容である事が必要

▼コーヒー(豆)、お茶(茶葉)、お酢(調味料)の販売

コーヒー豆や茶葉の販売、調味料としてのお酢の販売等、原料としての取り扱いは飲料ではないためソムリエの受験は不可

▼ぶどうの栽培(食用)

食用としてのぶどうの栽培は、飲料の製造が目的ではないためソムリエの受験は不可
ワインやジュースの原料としてのぶどうの栽培は、栽培したぶどうで飲料の製造(飲料の取り扱い)が始まってから3年の経歴が必要

▼実働時間が月 90 時間に満たない

「5-3 扶養控除内で従事されている方」「5-4 学業と並行して従事されている方」「5-5 青色または白色事業専従者の方」は、該当の場合が多いため確認が必要

▼無給での従事

「5-6 家業として従事(手伝い)されている方」は、該当の場合が多いため確認が必要

▼ソムリエの職種に就いているが、経験年数が既定の年数に満たない

ダブルワークで従事されている方は、該当の場合が多いため、重複で勤務している期間について確認が必要

▼基準日において、ソムリエの職種が現職ではない

基準日のみ従事していても、「実働時間月 90 時間以上」のソムリエの受験資格に満たないため、基準日が含まれる、基準日以前の1か月間は「実働時間月 90 時間以上」ソムリエの職種の従事をしていなければならない

※今年度の基準日は、「1.ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格」の*1、*2をご確認

▼基準日において、開業準備中

出願時に開業準備中でも基準日において開業していれば、ソムリエの受験は可能だが、基準日に開業していない場合は、ソムリエの受験資格に満たないため、ソムリエの受験は不可

※今年度の基準日は、「1.ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格」の*1、*2をご確認

▼基準日において、産休・育休・休職中

基準日において産休・育休・休職中はソムリエの職務の実働がないため、ソムリエの受験は不可

※今年度の基準日は、「1.ソムリエ／ソムリエ・エクセレンスの受験資格」の*1、*2をご確認

基準日は2025年8月31日となります。

- ・基準日において満20歳以上の方
- ・国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- ・ソムリエ呼称資格を保有していない方(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます。)



受験対象の事例

ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件となります(過去の経歴を含めた全ての期間)。

- 〈ソムリエの職務〉◆酒類・飲料を提供する飲食サービス
- ◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造
 - ◆酒類・飲料に携わる教育機関講師*1
 - ◆酒類・飲料に関するコンサルタント*1

一般 上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**実働時間月90時間以上の勤務で通算3年以上**」経験し、**基準日(2025年8月31日時点)においても同条件で従事している方**

会員 基準日において、**会員歴が2年以上あるJ.S.A.正会員および賛助会員在籍者**
 上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**実働時間月90時間以上の勤務で通算2年以上**」経験し、**基準日(2025年8月31日時点)においても同条件で従事している方(会員歴が2年未満の会員は「一般」の受験資格となります)**

※賛助会員に在籍されている方も**会員**の受験資格が適用されます(基準日において、賛助会員歴が2年以上あり、賛助会員に通算2年以上在籍していることが条件となります)。

※正会員を退会された場合、退会以前の正会員歴の年数は会員歴として加算できません(休会中の年数も会員歴として加算できません)。

《注意事項》

◎ソムリエ・エクセレンス呼称資格認定試験受験の際、ソムリエ出願時の経歴を基に審査いたします。受験資格に該当する経歴を全てお書きください。ソムリエ呼称資格合格後、ソムリエ・エクセレンス受験時に経歴を追加・変更することはできません。

◎飲食サービス業の内容は、**料理を提供する場において**、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者を指します。飲食の場がなくサービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。

◎酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師、コンサルタントの内容は、**酒類・飲料の取り扱いを主とした職務**に携わる者を指します。

◎基準日において産休・育休中の場合、ソムリエの受験資格はございません。

◎過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、**実働時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が条件となります(無給は不可)**。その場合、**給与明細(1カ月分、コピー可)または従事証明書、必要に応じて青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可)など**をご提出いただきます。無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めることができません。

◎過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種、または職務内容や職種が「**その他ソムリエ職種**」の場合、**従事証明書**をご提出いただきます。

◎過去の経歴も含め事業主の方が受験される場合は、以下の書類いずれかを提出していただきます。

- 営業許可証のコピー ●酒類販売免許のコピー

また、必要に応じて**業務委託契約書のコピー、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書や法人税申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピー**などをご提出いただきます(教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は次項(*)をご参照ください)。

◎(*)過去の経歴も含め**酒類・飲料に携わる**専門学校や料理教室などの教育機関における講師または**酒類・飲料に関する**コンサルティング業務従事者が受験される場合は、以下の書類をご提出いただきます。準備時間を含む実働時間月90時間以上の従事が必要です。

- ①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表(実働時間数の記載があるもの) ③事業内容の分かる会社概要・パンフレット

- ④確定申告書のコピーまたは該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可)

代表者・主宰者は①～④に加え、**印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)**の提出が必要です。

※**雇用形態に関わらず職務内容、実働時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。**

※出願時には書類提出の必要はありません。三次試験を受験される場合、指定期日にご提出いただきます。

J.S.A.ソムリエ呼称資格の定義

ソムリエとは飲食、酒類・飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通、販売、教育機関、酒類製造のいずれかの分類に属し、酒類、飲料、食全般の専門的知識・テイasting能力を有するプロフェッショナルを言う。

ソムリエの役割は、飲食店もしくは酒類・飲料を販売する施設におけるそれらの提供、ならびに商品の適切な紹介とサービスを中心に、啓蒙・普及・研究・教育を目的とした専門的なアドバイスや清潔で衛生的な食事環境の維持など広範に及ぶ。

ソムリエの資格はここで言う定義・役割・求められる能力に適合と認められた者に対して、然るべき機関(我が国においてはJ.S.A.)により認定される。

※通称として既に様々な「○○○ソムリエ」として使用されているが、職業分類において正式な呼称ではない。

職種コード	ソムリエ	[その他(ソムリエ職種以外)]	11. レストラン、宴会サービス 12. サービス(フランス料理) 15. サービス(中国料理) 17. サービス、調理 18. 客室乗務員 51. 飲料製造 52. 輸出入 53. 流通・卸 54. 販売 59. 管理・仕入れ 70. 代表者、事業主				60. 調理 64. 代表者、事業主 62. 調理 65. 代表者、事業主 63. その他(客室乗務員以外の飲料サービス職種) 56. 講師 57. 主宰者 58. フードコーディネーター			
			[ホテル・旅館] [レストラン] [バー] [航空会社] [ワインショップ] [飲料] [飲料に携わる教育・料理教室講師・コンサルタント] [上記に該当しないソムリエ職種]				69. その他ソムリエ職種			
	ワインエキスパート		82. 会社員・公務員 83. 自営業 84. 派遣、パート・アルバイト 85. 学生 86. 無職							

ソムリエ受験の方へ

書類提出は三次試験に臨まれる方全員、受験の都度提出が必要です。
「職務経歴書」および「添付書類」をコピーして保管されることをお勧めします。



【三次試験受験者のみ提出】

「職務経歴書」および「従事証明書や給与明細などの添付書類」を提出していただきます。

受付期間：2025年10月17日(金)～10月28日(火)必着

※書類作成(勤務先の証明印取得)に時間がかかる場合、お早めに準備を行ってください。

9月中旬頃：二次試験以降の受験票と共に送付

①職務経歴書、②従事証明書、③提出用封筒、④書類提出方法説明書をご自宅宛に郵送します。二次試験を通過された方(三次試験受験者)は④書類提出方法説明書をよくお読みになり、①職務経歴書に2025年8月31日時点で在籍する会社で証明・押印をいただく、その他必要に応じて別途書類(⑤従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表、確定申告書または源泉徴収票など)を準備してください。

10月28日(火)必着：①職務経歴書および必要に応じて別途書類(⑤従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表など)を③提出用封筒に入れ、送付してください。

ご 注 意

※一次・二次試験が不合格の場合、書類の提出は必要ありません。

※職務経歴書は「ソムリエ」三次試験を受験される方に必ず提出していただきます。「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。

※過去の経歴も含めソムリエ対象職種(「正社員以外」「事業主」「特定の職種(その他ソムリエ職種、教育機関講師、コンサルタント)」が含まれる場合は各種添付書類(従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、月間スケジュール表・シフト表など)を必ずご提出いただきます。また、必要に応じてメニューリスト、会社パンフレット、確定申告書または源泉徴収票、印鑑登録証明書などを提出していただく場合があります。**各種書類の取得に時間を要すると想定される場合は、お早めに準備を進めることをお勧めします。**

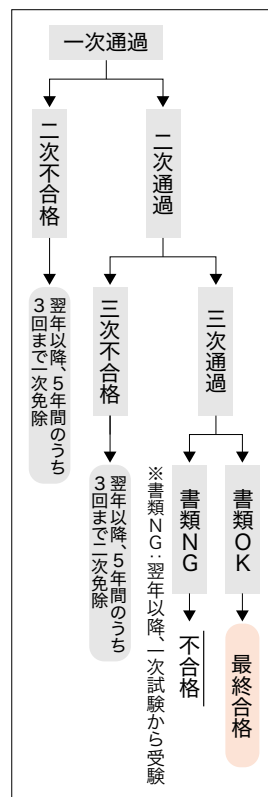
※提出書類に虚偽内容、未提出の書類があった場合、「書類審査不合格」となり、最終合格となりませんのでご注意ください。

※提出書類に不備があった場合、電話での確認、または書類を(自宅宛)返却させていただきます。再提出を求められた場合、提出の猶予期間は1週間となります。

※以下の場合、受験申込を受理しない、または最終合格となりません。また合格または認定後に発覚した場合は、資格は調査の上、抹消される場合があります。

・出願期間中に受験申込が完了しなかった場合

- ・各呼称の受験資格を満たさない場合(ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ることが必須条件であり、これに該当しない場合など)
 - ・(ソムリエのみ)職務経歴書に正しい経歴を記載しなかった場合
 - ・(ソムリエのみ)職務経歴書に基準日(2025年8月31日時点)で在籍していた勤務先から正しく「会社実印」または「会社代表者実印」が押印されていなかった場合
 - ・(ソムリエのみ)10月28日(火)までに職務経歴書および必要書類を提出できなかった、または提出されても書類不備がある場合
 - ・詐称が発覚した場合
 - ・試験合格を目的としない受験の場合
 - ・試験問題・解答および試験に関して知りえた情報を第三者へ提供、または開示・漏洩した場合
 - ・試験中または終了後に不正行為・迷惑行為が発覚した場合
- 〈重要〉期間内に書類を提出されなかった、また提出された書類が規定どおり正しく記載されていない、または受験資格を満たしていない場合、「書類審査不合格」となります。**
- 書類が整わないまま(書類未提出、書類不備、受験資格なし)三次試験を受験し、通過されますと「最終合格」とならない上、それまでの免除権利が失効します(次年度以降の免除権利は付与されません)。
- 書類審査結果を含めた三次試験通過者を最終合格者として当協会Webサイトに掲載いたします。



会社名の後ろにカッコ書きで店舗名を記入してください。

正社員以外、または特定の職種に該当する場合、別途書類が必要です。

新型コロナウイルスの影響がある場合、該当に因または付記し、期間を記入してください。

職務内容には酒類・飲料との関わりを詳しく明記してください。

- ・正社員以外の従事(事業主は除く)の場合、右見本の従事証明書または給与明細(1カ月分)を提出してください。
- ・雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種、または職務内容が「その他ソムリエ職種」の場合、従事証明書を提出してください。
- ・事業主の方は営業許可証または酒類販売免許のコピーを提出してください。
- ・教育機関講師、コンサルタントの方は従事証明書と月間スケジュール表および教室/会社パンフレット、確定申告書または該当勤務先で発行された源泉徴収票を提出してください。代表者・主宰者の方は加えて印鑑登録証明書を提出してください。
- ・各経歴を合算し、通算経過年数を記入してください。月90時間に満たない従事、または正社員以外や特定の職種の従事で、別途書類を提出できない場合は、通算経過年数より除外し、「なし(準備できない)」と記入してください。
- ・過去の産休・育休の期間は、勤務先で従事の経過年数として認める場合のみ、通算経過年数に含めることができます。基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ試験は受験できません。

2025年8月31日において所属していた勤務先より証明印を得てください。

見本 ①職務経歴書

見本 ②従事証明書

- ・正社員以外の従事(事業主は除く)を通算経過年数に算入する場合、ソムリエ職種として月90時間以上従事していることの証明が必要です。給与明細(1カ月分)を準備できない場合、準備できても月間実働時間数など詳細が書かれていない場合には左見本②従事証明書を提出してください。
- ・正社員であっても新型コロナウイルスの影響に伴い、会社の指示・命令により、他社(異業種含む)へ在籍出向、または月間の実働時間が90時間に満たない従事の場合は「従事証明書」を提出してください。実働時間数には通常勤務時の時間数を記入してください。
- ・従事証明書の取得に時間を要する方は、早めに準備することをお勧めします。
- ・受付期間外の提出は受理いたしません。

雇用形態に関わらず書類から読み取れない場合は、別途書類を求めることがあります。

職務経歴証明および従事証明押印見本

1. 会社名(店名をカッコ書き)、代表者役職と氏名、所在地、TELの内容をゴム印押印または手書きしてください。
 2. 右図A、Bの見本のように必ず「会社実印」または「代表者実印」を朱肉で押印してください。
- ※認印(会社角印等含む)、三文銭、シタハタでの押印は不可
※受験される方が「代表者」に当たる場合は、「営業許可証のコピー」「酒類販売免許のコピー」、必要に応じて「印鑑登録証明書(コピー)」をご提出ください。

A 法人

一般社団法人日本ソムリエ協会
〒101-0042 東京都千代田区神田東松町17-3
JSAビル2F
TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022
代表取締役 上野文一

B 個人

レストラン ソムリエ
〒101-0042 東京都千代田区神田東松町17-3
JSAビル2F
TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022
代表 上野文一

代表者(所属長)の役職および氏名を明記

「代表者実印」

【ソムリエ受験対象】職務経歴書に加え「その他必要書類」が求められる事例



受験対象の事例

過去の経歴も含め「正社員以外、または特定の職種」の従事を職務経歴・経験年数に加算する場合は、**酒類・飲料に携わる職務に実働時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(ソムリエの職務が主たる収入であり、全収入の60%以上であること)が条件**となり、**別途書類**を提出できる場合のみ含めることができます。提出なき場合、その間を経験年数から差し引かせていただきます。

※ ソムリエ・エクセレンス受験の際は、ソムリエ受験時に申告した経歴が基になりますので、ソムリエの職務に該当する経歴を全てご記入ください。

正社員以外、または特定の職種				
契約社員、派遣 パート・アルバイト	事業主 (代表者/主宰者)	専従者	客室乗務員、 その他ソムリエ職種	料理教室・教育機関の講師、 コンサルタント
・従事証明書 ・給与明細(1カ月分、コピー可、実働時間数表記必須、現職の場合は2025年8月31日以前のもの) 上記いずれか ※かけもち勤務の場合のみ上記両方を提出 ※1	・営業許可証のコピー ・酒類販売免許のコピー (現職の場合は有効期間内のもの) 上記いずれか ※教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は右記※4をご参照 ※必要に応じて、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出 ※2	①従事証明書 ②青色申告決算書のコピーまたは白色収支内訳書のコピー ①、②両方	・従事証明書 ※客室乗務員：契約社員期間の従事証明書を提出 ※全ての雇用形態：勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない方、職務内容や職種が「その他ソムリエ職種」に該当の方は従事証明書を提出 ※3	①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表 ③教室・学校・会社の概要、パンフレット ④確定申告書のコピーまたは該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可) ①～④全て ※代表者・主宰者は①～④+印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可) ※4

雇用形態に「契約社員」「派遣」「パート/アルバイト」が含まれる場合 ※1

⇒『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可、現職の場合は2025年8月31日以前のもの)』いずれか提出必須

受験資格となる条件(実働時間月90時間以上の従事)をクリアされているかを確認するため、「従事証明書」「給与明細(1カ月分、コピー可)」のいずれかを提出してください。

※ いずれも発行元の「会社名(代表者名)」「発行年月(日)」「受験者氏名」「月間実働時間」の記載が必須です。

※ 受験票送付時にお送りする「従事証明書」を該当する全ての勤務先に提出し、勤務先にて必要事項を全て記入、会社実印または会社代表者の実印を押印いただいでください。

※ 「給与明細(1カ月分、コピー可)」を提出できる場合には、「従事証明書」を提出する必要はありません。ただし、給与明細に会社名、支給年月、受給者名、月間実働時間数が記載してある場合に限り(後から手書きで記したものは不可)。時間数が確認できない場合には「従事証明書」をご用意ください。

※ 「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。

派遣社員の場合 ※1

⇒ 派遣元(登録会社)から発行される『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可、現職の場合は2025年8月31日以前のもの)』いずれか提出必須

複数の企業においてかけもち勤務され、雇用形態が様々であった場合 ※1

⇒ かけもち勤務されていた勤務先の『従事証明書』および同年月の『給与明細(1カ月分、コピー可)』 両方の提出必須、合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを従事年数としてカウント

複数の会社でかけもち勤務され、従事期間がまたがる場合、該当する勤務先から発行された「従事証明書」と同じ年月の「給与明細(1カ月分、コピー可)」の両方を提出してください。かけもちでない期間について、片方のみで月90時間に満たない月は、従事期間として申請できません。合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを申請してください。

正社員以外で勤務していた過去の勤務先が閉店している場合 ※1

⇒『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可)』いずれか提出必須

“正社員以外の従事”を通算経験年数に加算する場合、「給与明細」があれば1カ月分のコピー(会社名、支給年月、受給者名、月間実働時間数の確認できるもの)を添付いただければ証明となります。「給与明細」がない場合には、その当時の代表者や所属長に当たる方と連絡が取れ、「従事証明書」に記入してもらい、当時の役職名、氏名、その方のご実印を押印いただければ「従事証明書」として成立します。入手できない場合、その期間を経歴に加算することはできません。

受験者ご本人が「事業主(代表者、主宰者)」である場合 ※2

⇒『営業許可証のコピー』『酒類販売免許のコピー』いずれか提出必須(現職の場合は有効期限内のもの)、教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者のみ『印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)』の提出必須

主たる事業が酒類・飲料を取り扱う事業であること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件となります。過去の経歴も含め従事の証明として、第三者による証明が必要となります。事業主である場合、「営業許可証のコピー」または「酒類販売免許のコピー」のいずれかを提出してください。

必要に応じて、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出していただきます。

日本の航空会社に客室乗務員として勤務している/していた場合 ※3

⇒『従事証明書』の提出必須

日本の航空会社に勤務の場合、入社から数年は「契約社員雇用」である方が多数を占める状況であります。「契約社員」期間も経験年数に含める場合、職務経歴欄に契約社員と正社員の期間を分けて記入し、契約社員期間分について「従事証明書」を提出してください(会社発行の書式でも可)。その期間を通算経験年数に加算されない場合は提出いただかなくても結構です。

酒類・飲料に携わる専門学校や料理教室など教育機関における講師、飲料・飲食に関するコンサルタントに従事する場合 ※4

⇒ ①『従事証明書』、②講座または業務の『月間スケジュール表・月間シフト表(時間数の記載があるもの/勤務先の証明印必須)』、③教室・学校・会社の概要や事業内容が分かる『パンフレット』、④『確定申告書のコピー』または『該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可)』を提出

準備期間も含め、酒類・飲料に携わる職務に月90時間以上従事されていること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件となります。代表者・主宰者の方は上記に加え「印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)」を提出してください。

新型コロナウイルスの影響による異業種へ在籍出向、規定時間に満たない従事を含める場合

⇒『従事証明書』の提出必須

会社の指示・命令により、他社(異業種含む)へ在籍出向となった場合、テレワーク勤務や時短勤務、一時休業となり実働時間が月90時間に満たない場合、在籍の会社(出向の場合：出向元)より発行される「従事証明書」を提出していただく事により、その間の従事を経験年数に含めることができます。新型コロナウイルス感染症に伴う会社指示・命令による場合のみ適用されます。ご本人の自主的な休暇や時短勤務などは対象外となります。

複数の拠点(支店・事業所)のある企業に従事されている場合

⇒実勤務先における支店・事業所長による押印でも可

本社の代表者・事業主の方に押印を頂くことが難しい場合、その支店・事業所長の方による会社実印または事業所代表者の実印の押印でも構いません。受験者本人が支店・事業所長である場合は、本社代表者・事業主の方による証明が必要です。

勤務先が外資系企業の場合

⇒ 外資系企業で実印が無い場合は、代表者または所属長のサインで代用可
職務経歴証明欄の手続きが難しい場合は、会社レターヘッド用紙に勤務先情報、雇用形態、従事期間、職務内容、実働時間数の内容を盛り込み、代表者または所属長のサイン(役職および氏名)を入れてご提出ください。

証明書類に勤務先情報の記載がない場合

⇒該当の勤務先情報は必須

発行元の会社名、代表者名、所在地、発行年月日の入らない添付書類は無効です。その書類を有効とするためには会社代表者による署名・捺印が必要となります。



受験対象の事例

基準日は2025年10月6日となります。

- ・国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- ・J.S.A.ソムリエまたはJ.S.A.ワインアドバイザー資格認定者
- ・**ソムリエまたはワインアドバイザー資格認定後3年目以降の方(1985～2022年認定)**
- ・ソムリエ・エクセレンス呼称を保有していない方(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます。)

※2013年以降、シニアソムリエ、シニアワインアドバイザー、ソムリエ・エクセレンス呼称に合格された方は受験不可(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます)。

※2012年以前にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザーに合格された方は受験可。

ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件となります(過去の経歴も含めた全ての期間)。

- 〈ソムリエの職務〉◆酒類・飲料を提供する飲食サービス
 ◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造
 ◆酒類・飲料に携わる教育機関講師*1
 ◆酒類・飲料に関するコンサルタント*1

上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**実働時間月90時間以上の勤務で通算10年以上**」経験し、**基準日(2025年10月6日時点)においても同条件で従事している方**

《注意事項》

- ◎**ソムリエまたはワインアドバイザー受験時の経歴が基本となります。未申請分の過去の従事を新たに経験年数として加算することはできません**(当時の経歴申請が正しくされなかったと判断されます)。
- ◎飲食サービス業の内容は、**料理を提供する場において**、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者を指します。飲食の場がなくサービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。
- ◎酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師、コンサルタントの内容は、**酒類・飲料の取り扱いを主とした職務**に携わる者を指します。
- ◎基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ・エクセレンスの受験資格はございません。
- ◎「職務経歴書」には全てのソムリエ職種の経歴(ソムリエ受験時の経歴含む)を記入し提出いただきます。添付書類の提出が必要な方は、**ソムリエまたはワインアドバイザー認定後の経歴**について提出いただきます。
- ◎過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、**実働時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が条件となります(無給は不可)**。その場合、**給与明細(1カ月分、コピー可)**または**従事証明書、必要に応じて青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可)など**をご提出いただきます。無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めることができません。
- ◎過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・

飲料に該当しない業種、または職務内容や職種が「**その他ソムリエ職種**」の場合、**従事証明書**をご提出いただきます。

- ◎過去の経歴も含め事業主の方が受験される場合は、以下の書類いずれかを提出していただきます。

・**営業許可証のコピー** ・**酒類販売免許のコピー**

また、必要に応じて**業務委託契約書のコピー、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書や法人税申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピー**などをご提出いただきます(教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は次項(*1)をご参照ください)。

- ◎(*1)過去の経歴も含め**酒類・飲料に携わる**専門学校や料理教室などの教育機関における講師または**酒類・飲料に関する**コンサルティング業務従事者が受験される場合は、以下の書類をご提出いただきます。準備時間を含む実働時間月90時間以上の従事が必要です。

①**従事証明書** ②**月間スケジュール表・月間シフト表(実働時間数の記載があるもの)** ③**事業内容の分かる会社概要・パンフレット**

④**確定申告書のコピーまたは該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可)**

代表者・主宰者は①～④に加え、**印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)**の提出が必要です。

- ※**雇用形態に関わらず職務内容、実働時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。**

※出願時には書類提出の必要はありません。テイスティング・実技試験を受験される場合、指定期日内にご提出いただきます。

J.S.A.ソムリエ呼称資格の定義

ソムリエとは飲食、酒類・飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通、販売、教育機関、酒類製造のいずれかの分類に属し、酒類、飲料、食全般の専門的知識・テイスティング能力を有するプロフェッショナルを言う。

ソムリエの役割は、飲食店もしくは酒類・飲料を販売する施設におけるそれらの提供、ならびに商品の適切な紹介とサービスを中心に、啓蒙・普及・研究・教育を目的とした専門的なアドバイスや清潔で衛生的な食事環境の維持など広範に及ぶ。

ソムリエの資格はここで言う定義・役割・求められる能力に適合と認められた者に対して、然るべき機関(我が国においてはJ.S.A.)により認定される。

※通称として既に様々な「○○○ソムリエ」として使用されているが、職業分類において正式な呼称ではない。

職種コード	ソムリエ・エクセレンス	[ホテル・旅館] [レストラン] [バー] [航空会社] [ワインショップ] [飲料] [飲料に携わる教育・料理教室講師・コンサルタント] [上記に該当しないソムリエ職種]	11. レストラン、宴会サービス 12. サービス(フランス料理) 15. サービス(中国料理) 17. サービス、調理 18. 客室乗務員 19. 飲食スペースでのサービス 51. 飲料製造 70. 代表者、事業主 55. コンサルタント	60. 調理 13. サービス(イタリア料理) 16. サービス(その他) 66. 代表者、事業主 63. その他(客室乗務員以外の飲料サービス職務) 52. 輸出入 56. 講師	64. 代表者、事業主 14. サービス(日本料理) 62. 調理 65. 代表者、事業主 53. 流通・卸 54. 販売 59. 管理・仕入れ 58. フードコーディネーター	
	ワインエキスパート・エクセレンス	その他[ソムリエ職種以外]	82. 会社員・公務員	83. 自営業	84. 派遣、パート・アルバイト	85. 学生

ソムリエ・エクセレンス受験の方へ

書類提出はテスト・実技試験に臨まれる方全員、受験の都度提出が必要です。
「職務経歴書」および「添付書類」をコピーして保管されることをお勧めします。

【テスト・実技試験受験者のみ提出】

「職務経歴書」および「従事証明書や給与明細などの添付書類」を提出していただきます。

受付期間：2025年10月17日(金)～10月28日(火)必着

※書類作成(勤務先の証明印取得)に時間が掛かる場合、お早めに準備を行ってください。



9月中旬頃：受験票と共に送付

①職務経歴書、②従事証明書、③提出用封筒、④書類提出方法説明書をご自宅宛に郵送します。筆記試験を通過された方(テスト・実技試験受験者)は⑤書類提出方法説明書をよくお読みになり、⑥に2025年10月6日時点で在籍する会社で証明・押印をいただく、その他必要に応じて別途書類(⑦従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表、確定申告書または源泉徴収票など)を準備してください。

10月28日(火)必着：①職務経歴書および必要に応じて別途書類(⑦従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表など)を③提出用封筒に入れ、送付してください。

ご 注 意

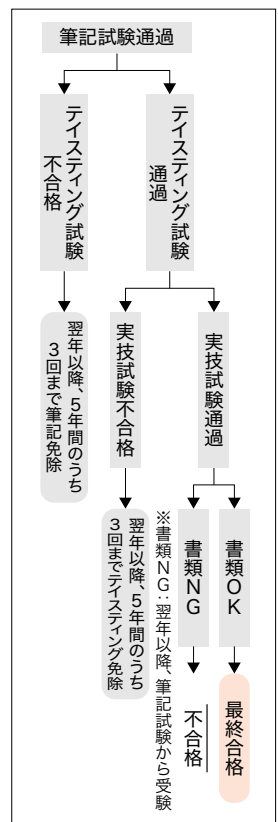
- ※ 筆記試験が不合格の場合、書類の提出は必要ありません。
- ※ 職務経歴書は「ソムリエ・エクセレンス」テスト・実技試験を受験される方に必ず提出していただきます。「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。
- ※ ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後、過去の経歴を含めソムリエ対象職種の職務経歴に「正社員以外」「事業主」「特定の職種(その他ソムリエ職種、教育機関講師、コンサルタント)」が含まれる場合は各種添付書類(従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、月間スケジュール表・シフト表など)を必ずご提出いただきます。また、必要に応じてメニューリスト、会社パンフレット、確定申告書または源泉徴収票、印鑑登録証明書などを提出していただく場合があります。各種書類の取得に時間を要すると想定される場合は、お早めに準備を進めることをお勧めします。
- ※ 提出書類に虚偽内容、未提出の書類があった場合、「書類審査不合格」となり、最終合格となりませんのでご注意ください。
- ※ 提出書類に不備があった場合、電話での確認、または書類を(自宅宛)返却させていただく場合もございますので、ご留意ください。再提出を求められた場合、提出の猶予期間は1週間となります。
- ※ 以下の場合、受験申込を受理しない、または最終合格となりません。また合格または認定後に発覚した場合は、資格は調査の上、抹消される場合があります。
 - ・ 出願期間中に受験申込が完了しなかった場合

- ・ 各呼称の受験資格を満たさない場合(ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件であり、これに該当しない場合など)
- ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ) 職務経歴書に正しい経歴を記載しなかった場合
- ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ) 職務経歴書に基準日(2025年10月6日時点)で在籍していた勤務先から正しく「会社実印」または「会社代表者実印」が押印されていなかった場合
- ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ) 10月28日(火)までに職務経歴書および必要書類を提出できなかった、または提出されても書類不備がある場合
- ・ 詐称が発覚した場合
- ・ 試験合格を目的としない受験の場合
- ・ 試験問題・解答および試験に関して知りえた情報を第三者へ提供、または開示・漏洩した場合
- ・ 試験中または終了後に不正行為・迷惑行為が発覚した場合

《重要》期間内に書類を提出されなかった、または提出された書類が規定どおり正しく記載されていない、または受験資格を満たしていない場合、「書類審査不合格」となります。

書類が整わないまま(書類未提出、書類不備、受験資格なし)実技試験を受験し、通過されたと「最終合格」とならない上、それまでの免除権利が失効します(次年度以降の免除権利は付与されません)。

書類審査結果を含めた実技試験通過者を最終合格者として当協会Webサイトに掲載いたします。



- 会社名の後ろにカッコ書きで店舗名を記入してください。
- 正社員以外、または特定の職種に該当する場合、別途書類が必要です。
- 新型コロナウイルスの影響がある場合、該当に④または付記し、期間を記入してください。
- 職務内容には酒類・飲料との関わりを詳しく明記してください。

・ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後の経歴について、正社員以外の従事(事業主は除く)の場合、右見本の従事証明書または給与明細(1ヵ月分)を提出してください。

・雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない業種、または職務内容や職種が「その他ソムリエ職種」の場合、従事証明書を提出してください。

・事業主の方は営業許可証または酒類販売免許のコピーを提出してください。

・教育機関講師、コンサルタントの方は従事証明書と月間スケジュール表および教室/会社パンフレット、確定申告書または該当勤務先で発行された源泉徴収票を提出してください。代表者・主宰者の方は加えて印鑑登録証明書を提出してください。

・各経歴を合算し、通算経験年数を記入してください。月90時間に満たない従事または正社員以外や特定の職種の従事、別途書類を提出できない場合は、通算経験年数より除外し、「なし(準備できない)」と記入してください。

・過去の産休・育休の期間は、勤務先で従事の経験年数として認める場合のみ、通算経験年数に含めることができます。基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ・エクセレンス試験は受験できません。

見本 ①職務経歴書

氏名	会社名	職種	勤務期間	備考
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2023.01～2024.03	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2024.04～現在	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2023.01～2024.03	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2024.04～現在	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2023.01～2024.03	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2024.04～現在	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2023.01～2024.03	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2024.04～現在	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2023.01～2024.03	
山田 太郎	株式会社ABC	ソムリエ	2024.04～現在	

見本 ②従事証明書

従事証明書

氏名 山田 太郎

会社名 株式会社ABC

職種 ソムリエ

勤務期間 2023.01～2024.03

備考

・ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後の経歴について、正社員以外の従事(事業主は除く)を通過経験年数に算入する場合、ソムリエ職種として月90時間以上従事していることの証明が必要です。給与明細(1ヵ月分)を準備できない場合、準備できても月間実働時間数など詳細が書かれていない場合には左見本③従事証明書を提出してください。

・正社員であっても新型コロナウイルスの影響に伴い、会社の指示・命令により、他社(異業種含む)へ在籍出向、または月間の実働時間が90時間に満たない従事の場合は「従事証明書」を提出してください。実働時間数には通常の勤務時の時間数を記入してください。

・従事証明書の取得に時間を要する方は、早めに準備することをお勧めします。

・受付期間外の提出は受理いたしません。

2025年10月6日において所属していた勤務先より証明印を得てください。

雇用形態に関わらず書類から読み取れない場合は、別途書類を求めることがあります。

職務経歴証明および従事証明押印見本

- 会社名(店舗名をカッコ書き)、代表者役職と氏名、所在地、TELの内容をゴム印押印または手書きしてください。
- 右図A、Bの見本のように必ず「会社実印」または「代表者実印」を朱肉で押印してください。

※ 認印(会社角印等含む)、三文判、シヤチハタでの押印は不可

※ 受験される方が「代表者」に当たる場合は、「営業許可証のコピー/酒類販売免許のコピー」、必要に応じて「印鑑登録証明書(コピー)」をご提出ください。

A 法人

一般社団法人日本ソムリエ協会

〒101-0042 東京都千代田区神田東横町17-4 JSビル2F

TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022

代表取締役 上野文一

B 個人

レストラン ソムリエ

〒101-0042 東京都千代田区神田東横町17-4 JSビル2F

TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022

代表 上野文一

【ソムリエ・エクセレンス受験対象】職務経歴書に加え「その他必要書類」が求められる事例



受験対象の事例

ソムリエまたはワインアドバイザー認定後の経歴について、過去の経歴も含め「正社員以外、または特定の職種」の従事を職務経歴・経験年数に加算する場合は、**酒類・飲料に携わる職務に実働時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること（ソムリエの職務が主たる収入であり、全収入の60%以上であること）が条件**となり、**別途書類**を提出できる場合のみ含めることができます。提出なき場合、その間を経験年数から差し引かせていただきます。

※ソムリエ、ワインアドバイザー受験時に申告していない過去の経歴を経験年数として追加することはできません。

ソムリエ、ワインアドバイザー認定後の経歴について 正社員以外、または特定の職種				
契約社員、派遣 パート・アルバイト	事業主 (代表者/主宰者)	専従者	客室乗務員、 その他ソムリエ職種	料理教室・教育機関の講師、 コンサルタント
・従事証明書 ・給与明細（1カ月分、コピー可、実働時間数表記必須、 現職の場合は2025年10月6日以前のもの） 上記いずれか ※ かけもち勤務の場合のみ 上記両方を提出 ※1	・営業許可証のコピー ・酒類販売免許のコピー （現職の場合は有効期間内のもの） 上記いずれか ※ 教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は右記 ※4 をご参照 ※ 必要に応じて、履歴事項全部証明書（3カ月以内、コピー可）、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出 ※2	①従事証明書 ②青色申告決算書の コピー（専従者給与の内訳） または 白色収支内訳書の コピー ①、②両方	・従事証明書 ※ 客室乗務員：契約社員期間の 従事証明書を提出 ※ 全ての雇用形態：勤務先の 主たる事業が酒類・飲料に 該当しない方、職務内容や 職種が「その他ソムリエ職 種」に該当の方は従事証明 書を提出 ※3	①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表 ③教室・学校・会社の概要、パンフレット ④確定申告書のコピーまたは該当勤務先 で発行された源泉徴収票（コピー可） ①～④全て ※ 代表者・主宰者は①～④＋ 印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可） ※4

雇用形態に「契約社員」「派遣」「パート／アルバイト」が含まれる場合 **※1**

⇒『従事証明書』『給与明細（1カ月分、コピー可、現職の場合は2025年10月6日以前のもの）』 **いずれか提出必須**
 受験資格となる条件（**実働時間月90時間以上の従事**）をクリアされているかを確認するため、「**従事証明書**」「**給与明細（1カ月分、コピー可）**」の**いずれかを提出してください**。
 ※ いずれも発行元の「会社名（代表者名）」「発行年月（日）」「受験者氏名」「月間実働時間」の記載が必須です。
 ※ 受験票送付時にお送りする「従事証明書」をソムリエ・ワインアドバイザー認定以降で該当する全ての勤務先に提出し、勤務先にて必要事項を全て記入、会社実印または会社代表者の実印を押印いただいでください。
 ※ 「給与明細（1カ月分、コピー可）」を提出できる場合には、「従事証明書」を提出する必要はありません。ただし、**給与明細に会社名、支給年月、受給者名、月間実働時間数が記載してある場合に限ります**（後から手書き付記したものは不可）。時間数が確認できない場合には「従事証明書」をご用意ください。
 ※ 専従者は従事証明書に加え白色または青色申告決算書（専従者給与の内訳など）の提出が必要です。
 ※ 「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。

派遣社員の場合 **※1**

⇒ 派遣元（登録会社）から発行される『従事証明書』または『給与明細（1カ月分、コピー可、現職の場合は2025年10月6日以前のもの）』 **いずれか提出必須**

複数の企業においてかけもち勤務され、雇用形態が様々であった場合 **※1**

⇒ かけもち勤務されていた勤務先の『従事証明書』および同年月の『給与明細（1カ月分、コピー可）』 両方の提出必須、合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを**従事年数としてカウント可**
 複数の会社でかけもち勤務され、従事期間がまたがる場合、該当する勤務先から発行された「従事証明書」と同じ年月の「給与明細（1カ月分、コピー可）」の両方を提出してください。かけもちでない期間について、片方のみで月90時間に満たない月は、従事期間として申請できません。**合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを申請してください**。

正社員以外で勤務していた過去の勤務先が閉店している場合 **※1**

⇒『従事証明書』『給与明細（1カ月分、コピー可）』 **いずれか提出必須**
 “正社員以外の従事”を通算経験年数に加算する場合、「給与明細」があれば1カ月分のコピー（会社名、支給年月、受給者名、月間実働時間数の確認できるもの）を添付いただければ証明となります。「給与明細」がない場合には、その当時の代表者や所属長に当たると連絡が取れ、「従事証明書」に記入してもらい、当時の役職名、氏名、その方のご実印を押印いただければ「従事証明書」として成立します。**入手できない場合、その期間を経歴に加算することはできません**。

受験者ご本人が「事業主（代表者、主宰者）」である場合 **※2**

⇒『営業許可証のコピー』『酒類販売免許のコピー』 **いずれか提出必須**（現職の場合は有効期限内のもの）、教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者のみ『**印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）**』の提出必須
主たる事業が酒類・飲料を取り扱う事業であること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件となります。過去の経歴も含め従事の証明として、第三者による証明が必要となります。事業主である場合、「営業許可証のコピー」または「酒類販売免許のコピー」のいずれかを提出してください。
 必要に応じて、履歴事項全部証明書（3カ月以内、コピー可）、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出していただきます。

日本の航空会社に客室乗務員として勤務している/していた場合 **※3**

⇒『従事証明書』の提出必須
 日本の航空会社に勤務の場合、入社から数年は「契約社員雇用」である方が多数を占める状況があります。「契約社員」期間も経験年数に含める場合、職務経歴欄に契約社員と正社員の期間を分けて記入し、契約社員期間分について「従事証明書」を提出してください（会社発行の書式でも可）。その期間を通算経験年数に加算されない場合は提出いただかなくても結構です。

酒類・飲料に携わる専門学校や料理教室など教育機関における講師、飲料・飲食に関するコンサルタントに従事する場合 **※4**

⇒ ①『従事証明書』、②講座または業務の『月間スケジュール表・月間シフト表（時間数の記載があるもの/勤務先の証明印必須）』、③教室・学校・会社の概要や事業内容が分かる『パンフレット』、④『確定申告書のコピー』または『該当勤務先で発行された源泉徴収票（コピー可）』を提出
 準備期間も含め、**酒類・飲料に携わる職務に月90時間以上従事されていること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件**となります。代表者・主宰者の方は上記に加え「印鑑登録証明書（3カ月以内、コピー可）」を提出してください。

新型コロナウイルスの影響による異業種へ在籍出向、規定時間に満たない従事を含める場合

⇒『従事証明書』の提出必須
 会社の指示・命令により、他社（異業種含む）へ在籍出向となった場合、テレワーク勤務や時短勤務、一時休業となり実働時間が月90時間に満たない場合、在籍の会社（出向の場合：出向元）より発行される「従事証明書」を提出していただく事により、その間の従事を経験年数に含めることができます。**新型コロナウイルス感染症に伴う会社指示・命令による場合のみ適用されます。ご本人の自主的な休暇や時短勤務などは対象外となります**。

複数の拠点（支店・事業所）のある企業に従事されている場合

⇒**実勤務先における支店・事業所長による押印でも可**
 本社の代表者・事業主の方に押印を頂くことが難しい場合、その支店・事業所長の方による会社実印または事業所代表者の実印の押印でも構いません。**受験者本人が支店・事業所長である場合は、本社代表者・事業主の方による証明が必要です**。

勤務先が外資系企業の場合

⇒ **外資系企業で実印が無い場合は、代表者または所属長のサインで代用可**
 職務経歴証明欄の手続きが難しい場合は、会社レターヘッド用紙に勤務先情報、雇用形態、従事期間、職務内容、実働時間数の内容を盛り込み、代表者または所属長のサイン（役職および氏名）を入れてご提出ください。

証明書類に勤務先情報の記載がない場合

⇒**該当の勤務先情報は必須**
発行元の会社名、代表者名、所在地、発行年月日の入らない添付書類は無効です。その書類を有効とするためには会社代表者による署名・捺印が必要となります。